

目 次

第 1 号 (6月11日)

1	出席議員	1
2	欠席議員	1
3	説明のための出席者	1
4	職務のための出席者	1
5	議事日程	1
6	本日の会議に付した事件	2
7	議事	
	開会	3
	日程第1 会議録署名議員の指名	
	日程第2 会期の決定	
	日程第3 諸般の報告	
	日程第4 議案第51号 令和3年度南越前町一般会計補正予算(第1号)	
	日程第5 議案第52号 令和3年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第1号)	
	日程第6 議案第53号 令和3年度南越前町農業者労働災害共済特別会計補正予算(第1号)	
	日程第7 議案第54号 令和3年度南越前町水道事業会計補正予算(第1号)	
	日程第8 議案第55号 南越前町介護保険条例の一部改正について	
	日程第9 議案第56号 南越前町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について	
	日程第10 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について	
	日程第11 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について	
	日程第12 報告第3号 専決処分事項の報告について (法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償の額の決定について)	
	日程第13 報告第4号 令和2年度南越前町一般会計継続費繰越計算書について	
	日程第14 報告第5号 令和2年度南越前町一般会計繰越明許費繰越計算書について	
	日程第15 報告第6号 令和2年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計繰越明許費繰越 計算書について	
	日程第16 議案の常任委員会付託	
8	散会	12

目 次

第 2 号 (6月14日)

1	出席議員	13
2	欠席議員	13
3	説明のための出席者	13
4	職務のための出席者	13
5	議事日程	13
6	本日の会議に付した事件	13
7	議事	
	開議	14
	日程第1 一般質問	
	大浦 和博	14
	高橋 宏介	19
	山本 徹郎	26
	山本 優	30
	城野 庄一	36
	加藤 伊平	39
8	散会	42

目 次

第 3 号 (6月18日)

1	出席議員	43
2	欠席議員	43
3	説明のための出席者	43
4	職務のための出席者	43
5	議事日程	43
6	本日の会議に付した事件	44
7	議事	
	開議	45
	日程第1 議案第51号 令和3年度南越前町一般会計補正予算(第1号)	
	日程第2 議案第52号 令和3年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第1号)	
	日程第3 議案第53号 令和3年度南越前町農業者労働災害共済特別会計補正予算(第1号)	
	日程第4 議案第54号 令和3年度南越前町水道事業会計補正予算(第1号)	
	日程第5 議案第55号 南越前町介護保険条例の一部改正について	
	日程第6 議案第56号 南越前町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について	
	日程第7 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について	
	日程第8 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について	
	各常任委員長報告	
	自然保護並びに環境保全特別委員長報告	
8	閉会	50

令和3年6月南越前町議会会議録

招集の告示 令和3年5月18日 南越前町告示第82号
招集の期日 令和3年6月11日
招集の場所 南越前町役場 議場

第 1 号 6月11日(金)

出席議員(敬称略) 13名

1番 高橋 宏介	2番 山本 徹郎	3番 大浦 和博
4番 城野 庄一	5番 熊谷 良彦	6番 喜村喜代治
7番 平泉 初男	8番 加藤 伊平	9番 井上 利治
10番 生駒 一義	11番 秋田 重敏	13番 山本 優
14番 丸岡 武司		

欠席議員(敬称略) 12番 平谷 弘子

会議録署名議員 4番 城野 庄一 5番 熊谷 良彦

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長	岩倉 光弘		
副町長	北野 徹		
総務課長	関根 将人	観光まちづくり課長	初一 剛
町民税務課長	野村 和子	保健福祉課長	山岸 健
農林水産課長	市村 誠	建設整備課長	中村 勝典

(教育委員会)

教育長	上田 康彦	事務局長	坂井 浩伸
-----	-------	------	-------

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	中村 幸彦	書記	關 敏宏
--------	-------	----	------

議事日程(別紙のとおり)

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案第51号 令和3年度南越前町一般会計補正予算(第1号)

議案第52号 令和3年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第1号)

議案第53号 令和3年度南越前町農業者労働災害共済特別会計補正予算(第1号)

議案第54号 令和3年度南越前町水道事業会計補正予算(第1号)

議案第55号 南越前町介護保険条例の一部改正について

議案第56号 南越前町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について

報告第3号 専決処分事項の報告について
(法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償の額の決定について)

報告第4号 令和2年度南越前町一般会計継続費繰越計算書について

報告第5号 令和2年度南越前町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第6号 令和2年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計繰越明許費繰越計算書について

議案の常任委員会付託

開 会

〔開会 午前10時00分〕

○議長（秋田重敏君） 6月議会定例会の開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

全国的に例年よりも早く梅雨入りをされている地域もありますが、北陸地方において梅雨入りはまだのようで、連日暑い日が続いております中、議員各位におかれましては、議会活動及び町の運営にご理解とご協力をいただいております、厚くお礼を申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位におかれましては、日夜を問わず、住民の福祉向上と安全安心で住みよい町づくりのためにご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、昨年から引き続き、新型コロナウイルス感染者が発生しており、なかなか収束する状況にございません。しかしながら、先月から高齢者に対するワクチン接種が開始され、国の発表によりますと、7月末までには高齢者の98%が接種を完了するとのことでした。当町におきましても、5月17日より高齢者に対する集団接種を開始しており、7月末までには高齢者の方の接種を完了する予定とのことでもあります。高齢者の接種が終了すると、引き続き一般の方の接種が始まります。新型コロナウイルス感染症の早期収束を進めるためにも、住民の皆様には接種券が届きましたら、早期のワクチン接種をお願いいたしたいと存じます。

さて、国の文化審議会は、5月21日に当町の今庄宿を重要伝統的建造物群保存地区として選定するよう萩生田文部科学大臣に答申されました。選定が決まりますと福井県では3例目であり、嶺北では初めての選定となります。地元を始め、当町にとって大変喜ばしいことと存じます。今回の答申を踏まえ、保存地区に制定されたのちは、当町が魅力あるまちとなるよう町長をはじめ理事者の皆様方には、ご尽力をいただきますようよろしくお願いいたします。

また、国は東京オリンピックの開催に向けて、準備を進めております。東京オリンピックには、当町出身の青木千佳選手がフェンシング競技への日本代表選手として選ばれました。青木選手におかれましては、コロナ禍の中、練習も思うようにできなかったことと思います。そのような中、日々の練習と日頃の努力が、今回、リオオリンピックに続いての出場につながったものと思います。その努力に対し敬意を表したいと存じます。議会といたしましても、青木選手の東京オリ

ンピックでのご活躍を議員一同ご祈念申し上げ、応援をしてみたいと存じます。

さて、今期6月定例会では、補正予算をはじめ条例の制定や改正など、重要な案件が多くありますので、議員各位におかれましては、慎重審議いただきますようお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。

ただ今より、令和3年6月南越前町議会定例会を開会いたします。

本日、平谷弘子君から欠席届が提出されています。本日の出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

[午前10時05分]

会議録署名議員の指名

○議長（秋田重敏君）本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に入ります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番 城野庄一君、5番 熊谷良彦君を指名いたします。

会期の決定

○議長（秋田重敏君）日程第2 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、去る5月13日と6月4日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、議会運営委員長長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）議会運営委員長 14番 丸岡 武司君。

○14番（丸岡武司君）それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。令和3年6月定例会の運営につきまして、去る5月13日及び6月4日に議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。当委員会で協議し決定いたしました結果につきまして、ご報告いたします。

会期につきましては、本日より18日までの8日間といたします。議会日程につきましては、お手元にお配りいたしました日程表のとおりであります。

議員各位のご賛同とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。以上です。

○議長（秋田重敏君）お諮りいたします。ただいまの丸岡委員長の報告のとおり、本定例会の会期を本日から18日までの8日間としたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から18日までの8日間とすることに決定しました。

諸 般 の 報 告

○議長（秋田重敏君）次に、日程第3 諸般の報告を行います。3月議会定例会以降に開催されました会議等については、お手元に配付してあります「諸報告」のとおりです。

次に、監査委員から送付されました「例月出納検査の結果」については、お手元に写しを配付してありますのでご覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

議 案 の 上 程

○議長（秋田重敏君）次に、日程第4 議案第51号 令和3年度南越前町一般会計補正予算（第1号）から日程第11 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの8議案を一括して議題といたします。

提 案 理 由 の 説 明

○議長（秋田重敏君）岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）本日ここに、令和3年6月定例議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症が昨年1月16日に国内で初めて感染者を確認して以来、これまでに国内感染者は76万人を超えまして、死亡者も1万3千人を上まっています。感染拡大の起因となった変異ウイルスが猛威を振るい、第4波の到来となり、当初は5月11日までとされていた10道府県に発出した3回目の緊急事態宣言は6月20日まで延長されております。

福井県においても2回目となる県独自の緊急事態宣言が4月22日に発出され、5月13日までの間、感染予防、感染拡大防止を県民に徹底したところであります。昨年の3月18日に県内初となる感染者が発表されて以来、現在までに1,050人を超える感染者が報告されております。しながら、マスク会食の徹底など、さまざまな感染防止対策の取り組みと、堅実な県民性が功を奏し、県内の新規感染者は減少し、6月4日から感染拡大注意報に引き下げるなど一定の落ち着きを取り戻しつつあります。

本町では、昨年の3月31日に町内初となる感染者が報告されて以来、現在まで5例の感染者が報告されております。その間、町では新型コロナウイルス感染症対策本部会議を適時開催をいたしまして、感染予防の徹底、マスクの着用、不要不急の外出自粛など町民の皆様に呼び掛けるとともに、公共施設などの閉館時間の繰り上げや、イベントや行事の自粛など感染拡大対策を講じてまいりました。何よりも町民の皆さまの深いご理解とご協力によりまして、感染の拡大やクラスターの発生には至っておりません。改めて深く感謝申し上げますところであります。

本町のワクチン接種状況であります。5月10日から町内の6つの医療機関による個別接種に始まりまして、5月17日から集団接種がスタートいたしまして、順調に高齢者の接種が開始されまして、6月10日までに2,438名、62%の方が1回目の接種を終えております。2回目の接種者は963名、24.5%の方が完了しております。また、65歳未満の接種対象者の皆さまには6月14日に接種券を送付いたします。基礎疾患のある方や今年度に60歳から64歳になる方、高齢者施設・障害者施設等の従事者、児童厚生施設の従事者、また、保育士、幼稚園・小中学校の教職員の方につきましては、接種券がお手元に届いた日から予約することが出来ます。それ以外の一般の皆さまの接種予約は、6月28日からとさせていただきます。順調にワクチンが供給されれば、概ね10月中

には希望者全員へのワクチン接種が完了する予定であります。今後も接種対象の町民の皆さまに対しますワクチン接種が安全かつ迅速に進むように、国、県との連携を図り、万全な接種体制のもと取り組んでまいります。そして町内における感染症予防対策及び生活支援、経済支援等については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用いたしまして、昨年度に引き続き切れ目なく推進してまいります。なお、コロナ禍における役場の事務事業の継続かつ安定した遂行にあたりまして、本年4月からリモートワークによる在宅勤務を開始いたしまして、現在のところ住民サービスに支障なく順調に推移をいたしております。今後、さらに電子媒体の活用を推奨いたしまして、進化するデジタル社会に向けた環境の整備と、業務処理能力の向上を図りまして、安定した住民サービスを提供できる体制を整えているところであります。

このような中、本町にとりまして大変喜ばしいニュースが続きました。

まずひとつは、南越前町出身の青木千佳選手が今年の夏に開催を予定しています東京オリンピックにおきまして、フェンシングのサーブルの部におきまして日本代表選手として出場することが決定をいたしました。このことは町民の皆さまをはじめ、多くの人々に元気と勇気を与える明るいニュースとなりました。去る5月30日に青木選手を役場に案内をいたしまして、激励会を開催いたしまして、東京オリンピックでのご活躍をご祈念したところでございます。青木千佳選手は2016年のリオデジャネイロオリンピックに続く2大会連続の出場であり、町民の皆さまとともに町を挙げて応援していきたいと考えております。

そして、もうひとつのニュースは、5月21日に文部科学大臣の諮問機関である文化審議会が、今庄宿を国の重要伝統的建造物群保存地区として選定するよう答申をいただきました。これまで10年以上にわたり宿場町の町並みの保存活動に努められた今庄旅籠塾をはじめとする今庄まちづくり協議会の関係者の皆さま、また、景観の維持・復元にご同意いただきました地域住民の皆さま方に心より敬意と感謝を申し上げます。夏頃に予定されています選定後におきましては、日本遺産である北前船寄港地・船主集落と鉄道遺産、また国の重要文化的景観に選ばれた水仙畑、さらに花はす公園や史跡「柚山城跡」などとともに、歴史・文化・自然に培われた豊かな観光資源を活かした活性化施策に取り組んでまいります。今後の観光まちづくりの推進にあたっては、町の観光連盟、各観光協会や、今庄宿まちづくり協議会をはじめとした町内関係団体と連携をいたしまして、国が「地方創生・観光加速」を目指した道の駅として位置付けている10月オープン予定の道の駅「南えちぜん山海里」を拠点とした周遊型観光の構築に取り組みまして、2024年春の北陸新幹線敦賀開業を契機に、観光客をはじめとし

た関係人口の拡大を図れるように準備を進めていきたいと思っております。

次に、今年度の集落要望につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じたうえで、私以下、必要最小限の職員が同行いたしまして現地調査を実施いたしました。調査結果を踏まえ緊急性や重要性の観点から適切に判断し、今回の6月補正予算にて集落要望に係る予算を提案させていただいているところであります。第1次の実施回答としては、51.2%の実施回答率となっておりますが、今後、県などへの要望に全力を傾注いたしまして、11月の第2次実施回答率の向上に取り組んでいきたいと考えております。

今後、ワクチンの接種を確実かつ安全に進め、近い将来、町民の皆さまの感染拡大前の日常を取り戻すことができるように取り組むとともに、本町が抱える大きな課題である人口減少・少子高齢化の進行、地域の活性化施策の推進につきまして、私をはじめ職員全員が知恵を絞りまして、汗をかき、住民福祉向上に努めていきたいと思っております。議員各位をはじめ、町民の皆さまの一層のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、6月定例議会に提案をいたしました各議案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

提案をいたしました議案は、補正予算に関するものが4件、条例の一部改正に関するものが1件、条例の制定に関するものが1件、公の施設の指定管理者の指定に関するものが2件の合計8件であります。

最初に、議案第51号 令和3年度南越前町一般会計補正予算（第1号）であります。予算現額に1億8,146万円を追加し、予算総額を89億8,758万3千円にいたそうとするものであります。

また、継続費補正では上平吹橋橋梁架替事業で事業費の総額を6億2,755万7千円から6億5,425万4千円とし、令和3年度の年割額を補正するものであります。

次に、地方債補正では、河川浚渫事業で限度額340万円を追加し、道路改良事業他3件で限度額を変更するものであります。

歳出の主なものは、総務費ではキャッシュレス決済導入事業に299万5千円、庁舎換気扇フィルター等取替修繕工事に225万5千円、河野住民センター軒天改修工事に905万2千円、庁舎内の飛沫感染防止用パーテーション購入に346万5千円、道の駅“南えちぜん山海里”庁内LAN敷設工事に202万2千円、庁内ペーパーレス強化事業に986万4千円、電気自動車活用非常時電力供給システム整備事業に2,072万8千円、みらい創造活動推進事業に179万1千円の追加。

民生費では、子育て世帯生活支援特別給付金に 8 3 1 万 9 千円、南条・今庄児童館園庭等整備工事に 4 9 7 万 5 千円の追加。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業に 1, 4 3 6 万円、河野診療所特別会計繰出金に 1 4 0 万 1 千円の追加。

農林水産業費では、南条農産物等直売加工施設改修事業に 3, 7 4 9 万 9 千円、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金に 2 7 1 万 1 千円、山海里集落支援事業補助金に 3 0 0 万円、南越前町特産作物損害補填金に 2 6 7 万 3 千円の追加、うめまつり、アユ釣り大会などのイベント中止に伴う経費で 2 2 6 万 9 千円の減額。

商工費では 飲食店・宿泊施設応援クーポン発行事業に 1, 9 8 5 万 3 千円、小規模事業者応援給付金事業に 2, 0 2 2 万 3 千円の追加、はすまつり、河野夏まつりなどのイベント中止に伴う経費で 2, 2 8 9 万円の減額。

土木費では 道路橋梁費集落要望対応工事に 2, 0 0 0 万円、集落貸与小型手押しロータリー除雪機導入に 1 1 8 万 1 千円、町道南条線消雪施設設計業務に 1 1 9 万 9 千円、上平吹橋橋梁架替工事に 2, 6 6 9 万 7 千円の追加、町道上野東環状線消雪施設整備事業で 3, 7 9 4 万 5 千円、下丈野橋更新工事で 1, 0 0 0 万円の減額。

河川費、集落要望対応工事に 9 9 万 5 千円、大谷川改修工事に 5 0 0 万 5 千円。

砂防費、集落要望対応工事に 1 7 5 万 5 千円の追加。

教育費では、スクールバス増便に伴う運行業務に 2 2 7 万 5 千円、中学校統合に伴う 3 校の記念碑設置工事に 8 9 1 万円、南越前中学校専用通路改良工事水道管移設工事負担金に 1, 3 2 5 万 4 千円、旧京藤甚五郎家住宅調査事業に 2 2 0 万 2 千円の追加、花はす早朝マラソン中止に伴う経費で 8 2 1 万 1 千円の減額等であります。

歳入の主なものは、国庫支出金では新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金として 6 1 2 万 8 千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として 8, 4 4 0 万円、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金として 8 0 5 万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金として 1, 8 8 9 万 8 千円、学校施設環境改善交付金として 1 億 1, 1 1 0 万円、国宝重要文化財等保全整備費補助金として 1 4 3 万円の追加。

県支出金では新福井ふるさと茶屋整備支援事業補助金として 1, 5 0 0 万円、市町協働による地域みらい応援プロジェクト補助金として 2, 0 0 0 万円、子どもの遊び場整備事業補助金として 2 3 8 万 3 千円、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金として 2 7 1 万 1 千円、夜間観光促進事業補助金として 4 5 0 万円の追加。

繰入金では、森林環境譲与税基金繰入金として500万円の追加、地域振興基金繰入金で2,200万円の減額。

繰越金では、純繰越金として530万円の追加。

諸収入では、マラソン大会参加料で690万円の減額、町公共施設管理公社委託料精算金として4,888万5千円の追加。

町債では、道路改良事業債として1,030万円の追加、消雪施設整備事業債で1,480万円の減額、河川浚渫事業債として340万円の追加、南条サービスエリア周辺地域整備事業債で2,000万円の減額、学校教育施設等整備事業債で8,190万円の減額等であります。

次に、議案第52号 令和3年度南越前町河野診療所特別会計補正予算（第1号）であります。予算現額に140万1千円を追加し、予算の総額を9,471万3千円にいたそうとするものであります。

歳出については、医業費では、X線CT機器コンソール修繕料として140万1千円を追加し、歳入については、一般会計繰入金140万1千円を追加するものであります。

次に、議案第53号 令和3年度南越前町農業者労働災害共済特別会計補正予算（第1号）であります。予算現額に162万円を追加し、予算の総額を347万8千円にいたそうとするものであります。

歳出については、災害共済金として162万円の追加であり、歳入については再共済交付金として100万円、農業者労働災害共済基金繰入金として62万円の追加等であります。

次に、議案第54号 令和3年度南越前町水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収支の現額に1,325万4千円を追加し、予算の総額を3億7,471万3千円にいたそうとするものであります。

収益的収支の支出は、水道事業費用として南越前中学校専用通路改良工事に伴う配水管布設替設計業務委託料として225万4千円、配水管布設替工事として1,100万円の追加等であり、収益的収支の収入は、他会計負担金として1,325万4千円の一般会計負担金を追加するものであります。

以上、補正予算に関する議案4件についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第55号 南越前町介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置について、令和3年度においても継続実施したいので今回提案いたすものであります。

続いて議案第56号 南越前町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定につ

いて、ご説明申し上げます。これは、地方自治法第244条の2第1項の規定によりまして、公の施設の設置及び管理に関する事項は条例で定める必要があるため、今回提案いたすものであります。

続いて、議案第57号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。これは、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定するときは議会の議決を要するため、今回提案いたすものであります。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、南越前町特別養護老人ホーム「ほのぼの苑」で、指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人ほのぼの苑で、指定の期間については、令和3年9月1日から令和8年8月31日にいたそうとするものであります。

続いて、議案第58号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。これは、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、指定管理者を指定するときは議会の議決を要するため、今回提案いたすものであります。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、道の駅「南えちぜん山海里」で、指定管理者となる団体の名称は、株式会社レストラン南条で、指定の期間については、令和3年9月16日から令和14年3月31日にいたそうとするものであります。

以上6月定例議会に提案をいたしました8議案につきまして、ご説明を申し上げます。ご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（秋田重敏君）これにて提案理由の説明を終わります。次に、日程第12報告第3号 専決処分事項の報告について（法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償の額の決定について）から日程第15 報告第6号 令和2年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計繰越明許費繰越計算書についてまでの4件については、お手元に配付してありますのでご覧願います。

質 疑

○議長（秋田重敏君）次に、先ほど町長から提案理由の説明がありました日程第4議案第51号 令和3年度南越前町一般会計補正予算（第1号）から日程第7 議案第54号 令和3年度南越前町水道事業会計補正予算（第1号）までの4議案

に対する質疑を行ないます。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(秋田重敏君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、日程第8 議案第55号 南越前町介護保険条例の一部改正についてから日程第11 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの4議案に対する質疑を行ないます。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(秋田重敏君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案の常任委員会付託

○議長(秋田重敏君) 次に、日程第16 議案の常任委員会付託を議題といたします。お諮りいたします。議案第51号 令和3年度南越前町一般会計補正予算(第1号)から議案第54号 令和3年度南越前町水道事業会計補正予算(第1号)までの4議案及び、議案第55号 南越前町介護保険条例の一部改正についてから議案第58号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの4議案については、配付いたしました議案付託表のとおり、各常任委員会にそれぞれ審査を付託したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(秋田重敏君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号から議案第54号までの4議案及び議案第55号から議案第58号までの4議案については、各常任委員会にそれぞれ付託して審査を行うことに決定しました。

閉 議

○議長(秋田重敏君) 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

[散会 午前10時35分]

第 2 号 6月14日(月)

出席議員(敬称略) 13名

1番	高橋宏介	2番	山本徹郎	3番	大浦和博
4番	城野庄一	5番	熊谷良彦	6番	喜村喜代治
7番	平泉初男	8番	加藤伊平	9番	井上利治
10番	生駒一義	11番	秋田重敏	13番	山本優
14番	丸岡武司				

欠席議員(敬称略) 12番 平谷弘子

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町長	岩倉光弘		
副町長	北野徹		
総務課長	関根将人	観光まちづくり課長	初一剛
町民税務課長	野村和子	保健福祉課長	山岸健
農林水産課長	市村誠	建設整備課長	中村勝典

(教育委員会)

教育長	上田康彦	事務局長	坂井浩伸
-----	------	------	------

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	中村幸彦	書記	關敏宏
--------	------	----	-----

議事日程(別紙のとおり)

会議に付した事件

一般質問

開 議
〔開議 午前10時01分〕

○議長（秋田重敏君）本日、平谷弘子君から欠席届が提出されております。

本日の出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより日程に入ります。

一 般 質 問

○議長（秋田重敏君）日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式または一括質問一括答弁方式の選択制にしております。質問時間は、答弁を含めて1議員45分以内となっておりますので、理事者、議員各位のご協力よろしくをお願いいたします。

一般質問は、高橋宏介君、山本徹郎君、大浦和博君、城野庄一君、加藤伊平君、山本 優君の6名から通告がありましたので、お手元に配付の一般質問表のとおり、順次発言を許します。

初めに、

1. ワクチン接種の現状及び予定について

3番 大浦和博君。

〔3番（大浦和博君）登壇〕

○3番（大浦和博君）おはようございます。本日のトップバッター、大浦でございます。

議長のお許しを得ましたので、前回に引き続き新型コロナのワクチン接種について一般質問させていただきますが、国内で接種が始まって以来、毎日のようにワクチン接種の報道がなされている中、国の方針といたしますか、判断が遅れているものもあり、私の質問ができないものや既に決定され報道されている質問もありますが、よろしくお願いいたします。

ワクチン接種につきましては、それぞれの自治体ごとに判断を委ねられており、本町では接種券もいち早く配布され、各自が予約を取り5月10日から接種が始まっております。本町の対応は早く、今回対象となっている町民も安堵していると思われませんが、ただ一つ苦情を聞きますのは、はがきで予約をしたが後で町から連絡があり、希望日の変更を余儀なくされたとのこと。これにつきまして

は、はがき予約はやめて電話予約をする旨の町内放送等がありましたが、少し遅いと感じたところです。

それらを踏まえ、現時点における本町の接種状況を幾つかお伺いいたします。

1つ、予約率と接種率はどれだけか。2つ、個別接種と集団接種の割合はどれだけか。3つ、はがきでの予約は何件あったのか。4つ、接種後アナフィラキシー等に異常が出た方はいなかったのか。5つ、今回の終了予定はいつか。

これらについてお伺いいたします。

○議長（秋田重敏君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの大浦議員の質問にお答えをいたします。

本町では、65歳以上の方のワクチン接種券を高齢者施設等の入所者には3月23日から順次発送をいたしました。また、その他の高齢者の方々には4月12日に発送をし、接種券到着後、町内医療機関での個別接種を希望される方は、直接医療機関へ電話で予約をいたしました。また、集団接種を希望される方は、同封のはがきもしくは電話にて予約をお願いいたしました。

今回は、対象者が高齢者ということに配慮をいたしまして、はがきでの申込みを予約手段に用いました。しかしながら、はがきや電話にて速やかに手続をされた方々も多く、早い時期の接種日が予約で埋まっていきまして、遅れて投函された方々の希望日が定員に達している場合が多くなりました。このことから、急遽音声告知放送にてはがきから電話予約に切り替えるようお願いをしたところであります。

なお、本町での接種に関しましては、4月15日から高齢者施設の入所者等を対象に接種を開始いたしました。また、一般の65歳以上の方々に対しましては、町内の6つの医療機関での個別接種は5月10日から、また集団接種は5月17日から開始しておりまして、現在、順調に接種が進んでいるところであります。

なお、接種に関する詳細等については、担当課長からお答えをいたします。

○議長（秋田重敏君） 山岸保健福祉課長。

○保健福祉課長（山岸 健君） 65歳以上の方々へのワクチン接種に関します詳細について、お答えをいたします。

まず、予約率と接種率でございますが、6月13日現在、予約率は85.9%で、1回目の接種を終えられた方は62.4%、2回目の接種を終えられた方は29.

8%となっております。

次に、個別接種と集団接種の割合でございますが、個別接種が65%、集団接種が35%でございます。

次に、はがきでの予約件数でございますが、680件ございました。また、ワクチン接種後、アナフィラキシー等の重篤な副反応が確認された方はいらっしゃいませんでしたが、発熱や頭痛、倦怠感など身体に異常を感じた方々の症状は数多く聞いております。

最後に、高齢者の接種終了予定でございますが、おおむね7月29日に終了する予定となっております。

以上でございます。

○議長（秋田重敏君）大浦和博君。

○3番（大浦和博君）今のところ、病院へ搬送するような副反応は出ていないのは何よりでございます。

次に、毎日のようにワクチン接種の報道があり、その一つに、他の自治体では64歳以上の首長や職員等が接種した事例、また、当日キャンセルのワクチンを64歳以下の首長等が接種した事例等が取り沙汰され、批判や様々な意見が出ております。

本町の場合、以前の説明では、予約者が当日キャンセルしたワクチンの活用は「国の指針に準じ、接種に携わる職員は医療従事者と見なされるため、会場で携わる職員に接種するとの考えである」ことでありました。

また、国は後日、キャンセル者のワクチンはどなたに接種してもよいと発表いたしました。やはり町としての方針を決めておいたほうがよいと思います。集団接種に携わる職員数より多くキャンセルがあった場合の活用はどうするのか。保育園や児童館、小中学校の先生方もその対象にしてはどうでしょうか。

また、現時点において、当日キャンセルがあったのか、なかったのか。キャンセルがあった場合のワクチンの活用はどうしたのか。これらについて伺います。

○議長（秋田重敏君）山岸保健福祉課長。

○保健福祉課長（山岸 健君）集団接種におきまして、現在までに当日キャンセルの方はいらっしゃいませんでしたが、事前に当日の都合や体調等により予約日を変更された方はいらっしゃいました。そうした場合の対応としまして、既に予約

済みの高齢者で、少しでも早くワクチン接種を受けたい方々を広報で募りまして、キャンセル待ちとしてリスト化された方々や居宅介護サービス事業所の職員にご案内をいたしまして、ワクチンの活用に努めてまいりました。

今後、6月14日に16歳から64歳の方々へワクチン接種券を郵送いたしますが、接種券をお持ちの方であればどなたでも接種が可能ですので、新たにキャンセル待ちの方を募るとともに、多くのキャンセルが発生した際もワクチンが無駄にならないよう、小中学校等の教職員や保育士、児童厚生員、集団接種に従事する職員等に対して接種を進めていきたいと考えております。

○議長（秋田重敏君）大浦和博君。

○3番（大浦和博君）予約日の事前変更に伴う接種者の方針、よく分かりました。接種会場での対応する職員よりも、今の接種券配布者を一人でも早く接種する取組、評価したいと思います。今後有効な活用をお願いいたします。

次の質問です。

今の答弁にありましたが、今後64歳以下の方々の接種が予定されています。今回は就業者や学生等の若い方々ですので、ネット予約や職場、学校単位での接種等が想定されますが、はがき予約はやめた方がいいと思います。今回の対応を参考にして、よりスムーズに予約できるようお願いいたします。

そこで、国内での承認ワクチンの種類も増えました。今、接種しているファイザー社製、新たに承認されたモデルナ社製、アストラゼネカ社製。このアストラゼネカ社製は、ごくまれに血栓の副反応が出た事例があるため公費では接種対象外となっておりますが、これらはいずれも2回接種であるのに対し、承認申請中のジョンソン・エンド・ジョンソンは1回接種で済むとのこと。

このジョンソン・エンド・ジョンソンもいずれ承認されると思いますが、自治体がワクチンを選択できるのか。また、接種者も選択できるのか。

接種会場は、先ほど申しましたが、既に県内外の大学や大手企業での接種準備や企業接種が進んでおりますが、本町は今回と同じ会場を予定するのか。

また、接種はいつ頃から対応できる見込みなのか。それに伴う接種予約券はいつ発送するのか。

今回のキャンセル問題はないと思いますが、全体で余ったワクチンはどうするのか。既に報道にもあった質問もありますが、改めてご答弁お願いいたします。

○議長（秋田重敏君）山岸保健福祉課長。

○保健福祉課長（山岸 健君）お答えいたします。

まず、自治体がワクチンを選択できるのかとの質問でございますが、現状におきまして自治体がワクチンを選択することはできません。国からワクチンが供給されており、全国の自治体においてはファイザー社製のワクチンが使用されております。

本町におきます今年度の個別・集団接種におきましては、引き続きファイザー社製のワクチンが用いられます。

一方、被接種者のワクチン選択の可否でございますが、本町での個別・集団接種におきましては選択はできませんが、福井県において6月12日から予約受付を開始し、6月19日から毎週土曜日、日曜日に福井市のエルプラスに開設されます県新型コロナワクチン接種センターや、6月26日、27日、7月24日、25日に県民健康センターに開設される接種センターにおきましては、モデルナ社製のワクチンを使用することとでございます。市町から接種券が発行されております県民の方は、そちらでの接種も可能となりますので、ファイザー社製もしくはモデルナ社製の選択をできることというふうになります。

次に、接種券の発送でございますが、64歳以下の方々の接種券につきましては、既に16歳になられている方から64歳までの方につきましては、6月14日、本日発送をいたします。また、5月末時点で12歳に到達している方から15歳までの方につきましては、6月21日の発送を目途にただいま準備を進めているところでございます。

さらに、6月以降12歳に到達される方につきましては、誕生月の翌月に接種券を発送することとしております。

次に、64歳以下の方々の予約方法でございますが、個別接種につきましては電話予約、集団接種の予約は電話もしくはスマホ等を活用いたしましてウェブでの予約となります。

本町の接種につきましては、町内6つの医療機関での個別接種、町内3か所に設けます集団接種会場となります。個別接種につきましては、高齢者の方の接種予約の空き状況により順次開始すると聞いております。また、集団接種につきましては、7月1日から開始することとしております。

最後に、全体で余剰になったワクチンの活用等でございますが、最終的に余剰となったものにつきましては、国からの指示に基づきまして適切に対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋田重敏君）大浦和博君。

○3番(大浦和博君) 町内での接種はファイザー社製、県が開設する会場ではモデルナ社製とのことで、接種者はどちらかを選べるようでございます。

また、今の答弁で、本町は12歳以上に接種するとのことですが、12歳以上となりますと、小学生の一部と中学生も含まれます。今、国内では医療従事者の若い方々や自治体によっては12歳以上の若い方に接種しております。そしてその若い方々が高熱等の副反応が出た事例が多々あります。接種は決して強制ではなく、本人が希望する方でございます。15歳以下は親族の同意も必要なのかもしれませんが、小中学生が接種して高熱等の副反応が出た場合、学校は病欠ではなく公務員のコロナ接種特別休暇等と同様に、欠席扱いとならないよう特段のご配慮を要望いたします。

本町のワクチン接種の対応、非常に早いと評価いたしますとともに、町長をはじめワクチン接種に携わる全ての方々に感謝申し上げます。ありがとうございます。

ただ、新型コロナウイルス、国内でもイギリス株やインド株などいろいろな変異株による感染者も増えております。幸いにも、現在のワクチンも効果があるとのこと、安心していただいております。町民の命と健康を守るため、今後も迅速でよりよい取組をお願いして、私の質問を終わります。

○議長(秋田重敏君) これにて大浦和博君の質問を終わります。

次に、

1. 南条地区にある旧雇用促進住宅について
2. 有害獣被害防止施設整備事業(2mワイヤーメッシュ柵)の補助条件の変更について

1番 高橋宏介君

[1番(高橋宏介君)登壇]

○1番(高橋宏介君) それでは、一般質問をさせていただきます。

南条地区にある旧雇用促進住宅について、雇用促進住宅の廃止が決定されたときのことについて伺います。

平成23年に、独立行政法人雇用・能力開発機構の解散により、事業を引き継がれた独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が管理運営を行ってきた雇用促進住宅であります。平成19年に雇用福祉事業の廃止が閣議決定され、雇用促進住宅は廃止されることになりました。平成23年頃から売却のプロセスとして総収益の最大化及び早期の譲渡を図る上で、地方公共団体へ売却、譲渡を行うとして全国で話合いがなされたと聞いていますが、そのとき本町ではどのような

協議がなされたのか。また、町が売却、譲渡を断ったのであれば、解体することを機構に求めたのか、所見を伺います。

○議長（秋田重敏君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの高橋議員ご質問の南条地区にあります旧雇用促進住宅についてお答えをいたします。

初めに、雇用促進住宅の廃止が決定した経緯でありますけれども、ご指摘のとおり平成20年に雇用・能力開発機構から当時、町に対しまして雇用促進住宅南条宿舎の譲渡希望について問合せがありました。しかしながら、築30年以上が経過をし、老朽化が著しく、また耐震補強工事を含めた改修に多額の費用を要することや、5階建てにもかかわらずエレベーターが未設置であることなどから、「譲渡を希望しない」と回答させていただいております。

その後、所有者が平成23年に独立行政法人雇用・能力開発機構から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に引き継がれまして、雇用促進住宅を管理運営してきました。しかしながら、平成23年度で入居者がいなくなり空き家となったことから、平成24年に町は景観・防犯上の観点から、当時の小宮山厚生労働大臣と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに雇用促進住宅の早期解体に関する要望書を提出いたしております。

以上がこの廃止決定時の状況であります。

○議長（秋田重敏君） 高橋宏介君。

○1番（高橋宏介君） 現在の旧雇用促進住宅の状況について伺います。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より、2017年1月に西日本27府県の旧雇用促進住宅626か所、同年7月に東日本20都道県の旧雇用促進住宅523か所を一括取得したソフトバンクグループ傘下の米国投資会社フォーレス・インベストメント・グループは、ビレッジハウス・マネジメント株式会社を設立し、旧雇用促進住宅を「ビレッジハウス」として運営を開始しました。

ビレッジハウス・マネジメント株式会社は、既存の入居者に対しては今後10年間賃貸条件の維持を前提とした継続的な保有、運営をしていく。また、これまで新規入居者の募集を停止していた空室についても募集を再開していく。そして建物の修繕、改修や遊具の入替え等を実施し、住宅環境の向上に貢献していくと発表していますが、ただし書があり、「一部の廃止雇用促進住宅を除く」とあります。

本町の旧雇用促進住宅はその一部の廃止雇用促進住宅に含まれているのでしょうか。近いうちに解体されるのであれば問題はありますが、このまま放置されてしまうのではないかと不安になります。現時点の状態でも建物の老朽化が進み、ベニヤ板が貼り付けてある。敷地内は雑草だらけで気味が悪い。立地場所は近くに一般住宅が多数あり、住民の迷惑の種になっています。また町が力を入れて開業を目指している道の駅のすぐ近くであり、景観も悪くしています。そのため、町の評判を悪くするおそれもあります。

今後、ビレッジハウス・マネジメント株式会社がどのような計画を本町の旧雇用促進住宅に立てているのか確認する必要がある、また、その計画の内容によっては到底容認できないこととなる可能性もあります。現状を明確に確認し、把握することが必要であります。所見を伺います。

○議長（秋田重敏君） 岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君） 現在の南条地区の旧雇用促進住宅の状況でありますけれども、当町の旧雇用促進住宅をはじめ全国の1,100件余りの雇用促進住宅を、平成19年に閣議決定された規制改革推進のための3か年計画による譲渡・廃止の方針に沿いまして、厚生労働省と支援機構は平成28年に全国を2つの東西ブロックに分けまして入札を行いました。

東ブロックであった南条地区の旧雇用促進住宅は、株式会社日本政策投資銀行から融資を受けております東日本民間賃貸サービス合同会社が落札をいたしまして、平成29年7月に売買契約が締結されました。

現在の南条地区の旧雇用促進住宅の名称は「ビレッジハウス南条」と称されまして、旧朝日町の旧雇用促進住宅とともに管理を担う社員が越前町に常駐をしております。

今後の取扱いにつきましてですけれども、コロナの収束後に一定数の入居者数を確保する見込みがあると聞いておりまして、住宅を廃止し解体する予定はなく、また、市町など第三者に譲渡する考えもないということを確認したところであります。

なお、補足説明を総務課長の方から説明申し上げます。

○議長（秋田重敏君） 関根総務課長。

○総務課長（関根将人君） 旧雇用促進住宅の隣には町営住宅、また一般住宅に12世帯以上のご家族がお住まいでございます。老朽化し放置された状態にありま

す旧雇用促進住宅の状況から、犯罪の誘発、また鳥獣害の発生など一層の生活環境の悪化が懸念されております。

また、本年10月には、ご指摘のとおり、近隣に道の駅「南えちぜん山海里」のオープンも控えてございます。周辺景観を損なうことも危惧しております。

このような状況を踏まえまして、所有者であります東日本民間賃貸サービス合同会社北陸支社に説明いたしまして、改善を申入れしましたところ、周辺の住民の皆様にご迷惑をかけていることを深く認識し管理の徹底を図るとのことでございました。具体的には、これまで年2回実施しておりました住宅周辺の草刈り作業に加えまして、除草作業も適時実施するとのことでございました。

また、今後、周辺住民の皆様方からご意見、ご要望につきましても、あらかじめご協議いただければ誠意を持って対応するというところでございました。

以上でございます。

○議長（秋田重敏君）高橋宏介君。

○1番（高橋宏介君）ビレッジハウス・マネジメント株式会社には今後の計画があり、放置される心配はないとのことですので、ひとまずは安心いたしました。

しかし、運営が開始されれば新たな問題も起こる可能性もございます。ただ、現時点としてはコロナの影響などにより計画が進まないということでもありますので、当面は定期的な草刈りやベニヤ板の点検など維持管理を行っていただかなければなりません。今の雑草だらけの状態をまずはきれいにしてもらい、そのきれいな状態が維持できているか町は監視し、地域住民に迷惑のかかることがないように努めていただきたくお願いいたします。

次に、有害獣被害防止施設整備事業（2mワイヤーメッシュ柵）の補助条件の変更についてお聞きします。

令和元年より始まった資材費の国庫補助10割による有害獣被害防止施設整備事業であります。今年度より大幅な補助条件の変更がなされました。この変更は、国の補助事業の要綱が改正され、ワイヤーメッシュ柵の太さを5ミリ以上とすることなど、新たな条件が追加されたためです。

本町においては、この条件の追加に伴い、メッシュ柵の資材単価が大幅に上昇したため、国の求める費用対効果を得ることができず、国の補助事業を活用した資材提供の事業実施が不可能となった。このことから、南越前町鳥獣害対策協議会では、従来の協議会による資材費補助の上限単価の引上げを行い、集落がメッシュ柵の資材を購入し、設置する場合の費用負担の軽減を図ったところであるとの説明文を見ました。しかしながら、資材費10分の10の補助額であったもの

が、10分の9の補助額に変更されました。設置費に対する1メートル当たり540円の補助はなくなり、設置費用は全額集落負担になってしまいました。

このメッシュ柵事業の集落にとっての最大の課題は設置であります。メッシュ柵を必要としている獣害の被害の大きい集落ほど人口の少ない集落が多い。設置について区民一人一人の負担は多大です。設置費用の補助を受けていたときでも「増額できないか」「設置・延伸したいが人手が足りない」「高齢化している」「少しでも外注に出せたら」といった声があったところで、今年度は設置費用に係る補助も打ち切られました。これではワイヤーメッシュ柵の設置はますます困難になってしまいます。

これらの原因は、国の補助事業の要綱が改正されたためであります。国のワイヤーメッシュ柵の太さを5ミリ以上とする新たな条件は、本町でも「現在のワイヤーメッシュ柵をもっと強度の高いものにできないか」という声もあったので、改善されることになりよかったと思っておりましたが、このことによって国の求める費用対効果が得られなくなり、国の補助事業を活用した資材提供が不可能となってしまったのであれば、この上ないありがた迷惑です。

そのため今回は、町として新たな資材を用意して対策を行いました。しかし、ワイヤーメッシュの固定はU字ボルトから針金に、グラウンドメッシュ・ワイヤーでの補強はなくなってしまい、柱も丸パイプから細い角パイプになってしまいました。ワイヤーメッシュが丈夫になるどころか、他の資材までも弱くなり、施工自体も簡素化されてしまいました。何でもよい、とにかく資材を用意すればいいというわけではありません。各集落が苦勞して設置を行っても、これではすぐに壊れてしまいます。今までの2mワイヤーメッシュ柵と同等の耐用年数14年を満たすとは思えません。そして、人口の少ない地方が国から費用対効果を求められれば、満たせるはずがありません。結果、人口の多いところだけが条件を満たし、国の補助事業を活用することになります。

これから本町は、国の補助事業の活用につき、費用対効果を得ることを条件とされたら、諦めなければならないのか。地方には地方ならではの切実な実情もあり、課題もあります。全国一律に課される条件は、地方を対象外にしていることと同じことです。この理不尽とも言える国の条件について、町は国に異議を唱え、訴えたのでしょうか。長いものに巻かれてもらっては困ります。

また、さきの12月定例会での一般質問において、喜村議員が2mワイヤーメッシュ柵の設置について触れられていましたが、何のための質問であったのかと思います。

2mワイヤーメッシュ柵は、今まで行ってきた電牧柵、メッシュ柵に比べても非常に有効です。そして、まだまだ延伸する必要があります。国の補助事業の活用

が不可能になり、国が地方を見放すようなことをしてきても、縮小してはいけません。町が単独で予算をつけてでも、最低限今までどおりの規模で行わなければならない事業であります。今回、町が行った資材購入についての費用負担の軽減だけでは対策としては不十分であります。所見を伺います。

○議長（秋田重敏君） 岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君） ただいまの高橋議員の有害獣被害防止事業の補助条件についてお答えをいたします。

近年、野生のイノシシ、鹿、猿等の有害鳥獣が増加の一途をたどりまして、農作物等に多大な被害を被っているところであります。

特にニホンジカは、現在、嶺北地方だけで約4万2,000頭生息していると言われておりまして、そのうちの約4割が南越前町に生息していると言われております。統計によりますと、昨年度、この南越前町で農作物が有害鳥獣による被害を受けた面積は約36ヘクタールありまして、嶺北全体の被害面積の約7割を占める深刻な数字となっております。このうち約9割の33ヘクタールがニホンジカの食害によるものであります。

こうした現状を受けまして、福井県では、鳥獣害対策に係る推進方針として3つあります。1つは侵入防止柵の整備、2つ目は個体数の調整、3つ目は集落の体制整備の3つの柱を掲げているところであります。南越前町におきまして、侵入防止柵の集落への補助事業や猟友会南越前支部と連携した捕獲活動等に取り組んでいるところであります。

特に侵入防止柵の整備につきましては、平成23年度に一部の集落が鹿対策用の2mのワイヤーメッシュ柵の整備に着手をいたしまして、令和2年度までに総延長約15キロメートルが整備されたところであります。

このうち、令和元年度と2年度において国の補助事業を活用して町の鳥獣害対策協議会が資材を購入いたしまして、資材提供を希望する集落に配付をいたしまして設置をしてもらう事業、また、その設置費に対する補助事業を併せて実施をいたしまして、この2年間におきまして、13.6キロメートルの鹿対策用の侵入防止柵の整備が完了しているところであります。

しかしながら、高橋議員ご指摘のように、今年度から国の補助事業の要件が変更されまして、資材の単価が倍増したことにより、国が求める費用対効果を満たすことが困難となりまして、資材提供事業の実施を断念せざるを得なくなりました。そのことの対応策として、町としては、今年度の4月に鹿対策用の2mのワイヤーメッシュ柵については、従来の資材購入に対して9割補助の引上げを行ったと

ころであります。

一方、柵の設置費用の補助につきましては、国の補助事業で整備した恒久柵に比べて設置に係る労力が半分以下に軽減されることから、昨年までのメートル当たりの補助単価 5 4 0 円の 2 分の 1 に当たる 2 7 0 円を補助させていただきたいと思っております。

また、ニホンジカの個体数増加による被害は、農地に限らず山林にも及んでおります。今後とも、県の担当部局と連携をして、広域的かつ継続的な鳥獣害対策を強く働きかけをしていきたいと思っておりますし、捕獲による個体数の調整にもしっかり取り組んでいきたいと思っております。その点、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

あと、担当課長の方から、侵入防止柵の今年度の支援内容の詳細につきましてご説明させていただきます。

○議長（秋田重敏君）市村農林水産課長。

○農林水産課長（市村 誠君）今年度、町が推奨する鹿対策用のワイヤーメッシュ柵につきましては、従来と同様の高さ 2 m で、町の鳥獣害対策協議会が資材費の 9 割を補助させていただきます。国の補助事業で整備した柵と比較いたしますと、支柱が若干細いものの、支柱間を 2.5 メートルピッチから 1 メートルピッチとし、さらにワイヤーメッシュ柵の太さを 2.6 ミリから 4 ミリと太くすることで強度を高めております。また、耐用年数については、国の補助事業で整備した柵と同様の 1 4 年となっております。

また、獣の通り道など重点箇所の柵を補強するための支柱やワイヤーメッシュ柵の追加資材の購入費につきましても、補助上限単価の枠内で柔軟に対応したいと考えております。

さらに、鳥獣害対策協議会では、基礎杭を打ち込む際の固い地盤への対策として、電動ドリルを借り上げ、集落に無償で貸出しを行う予定です。

今後とも、鳥獣被害の現状を見極めながら、住民生活や農業生産活動に支障が出ないように最善を尽くしてまいりますのでご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（秋田重敏君）高橋宏介君。

○1 番（高橋宏介君）近年の獣害被害は、特に鹿被害の増加は目を見張るものがあります。なかなか駆除が進まない中、町民の生活と農作物を守るため、現在では一

番有効的な対策は、2 mワイヤーメッシュ柵であります。ただし、設置と管理による町民の負担は多大です。このことを踏まえて、国、県の政策に影響されることなく、町独自の判断を持って、安心安全なまちづくりに取り組んでいただきますようお願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○議長（秋田重敏君）これにて高橋宏介君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休	憩
[休憩	午前10時47分]
[再開	午前11時00分]

再	開
---	---

○議長（秋田重敏君）会議を再開いたします。

次に

1. 耕作放棄地の現状と利活用について

2番 山本徹郎君。

[2番（山本徹郎君）登壇]

○2番（山本徹郎君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

私は今回、耕作放棄地のいわゆる現状と利活用についてという質問でございます。

本町の第2次総合計画の第3章に土地利用構想があります。その中には、利用区分別の町土地利用の基本方針があり、農用地区分では農産物の安定供給のために耕作放棄地の発生防止と再利用による農用地の確保と整備が記載されているほか、その他の区分には空き店舗、空き工場等の低未利用や農山村の耕作放棄地の積極的な再利用や有効利用と記載されております。

耕作放棄地以外の荒廃農地、いわゆる山地化状態になっているような土地も含めてお伺いをいたします。

耕作放棄地の実施計画には、1年ごとに計画の実行、分析、評価、計画の修正、また実行というサイクルを繰り返すと示されています。耕作放棄地の発生防止と整備には、中山間地域の直接払いが適用されています。現在は2次総合計画の後

期に入っており、町民の方々から相続した稲作の農地でも正直将来考えると処分を検討しているという声も聞いております。処分の稲作農地に関しては、人・農地プランという計画がございます。それには集落での農地集積を行うという意見が多くありますので、地権者の方々には農地を守る意味でも考えてほしいところです、ということでございます。

ただ、荒廃農地や中山間部の耕作放棄地については、今後考えていく必要があると思いますので、ここで高浜町の事例を紹介したいと思います。

高浜町には青葉山があり、そこには薬草を含む有用植物が自生しています。町では、環境、教育、文化、産業の4部会を置き、行政主導での薬草事業が行われています。昔は我が町でも、聞いたところによりますと、薬草を栽培していたのか、自生していたのか、それはちょっと分かりませんが、富山の薬屋さんに薬草を渡していたということも私は聞いております。

高浜町のみならず、全国各地で耕作放棄の利活用については取組事例が幾つかあります。行政主導で取り組んでみてはどうでしょうか。

また、荒廃農地は思い切って農地利用より植林に転じて森林環境譲与税を利用するのも検討してみてもどうかと思います。

また、事業に関わる際に必要となるパートナーは、産官学の団体や集落組織、町内への移住者のチーム編成等で構成するのもよいかと思います。

そこで、4つの質問をお伺いします。1つ目は、前期期間中の耕作放棄地の推移について。2つ目は、前期期間中の事業計画の成果について。3つ目、後期期間中における前期の反省を踏まえた取組について。4つ目、後期期間中の新たな取組について。以上の質問について町長と担当課長にお伺いいたします。

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの山本徹郎議員の耕作放棄地の現状と利活用についてお答えをいたします。

近年の農業農村を取り巻く状況は、少子高齢化、担い手不足、米価の低迷、さらには鳥獣被害等によりまして、農業生産活動に対する意欲が減退をいたしまして、全国的にも耕作放棄地が増加しているというのが現状であります。

農業農村には国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、私たちが日々の暮らしを営む上で欠かせない働きや恵みがあります。これらのことを農業農村が持つ多面的機能と呼んでおります。この多面的機能を維持することが集落の活性化につながり、そしてまた持続可能な地域社会の

実現につながるものと認識をいたしております。

そこで、1点目の第2次総合計画前期期間中の耕作放棄地の推移についてであります。本町におけます耕作放棄地につきましては、2000年の農林業センサスによりますと21ヘクタールとなっておりますが、2015年の農林業センサスでは54ヘクタールとなっており、経営耕地面積に占める割合は6.3%と年々増加傾向にあります。

また、福井県の耕作放棄地の割合は5.5%でありますので、本町における耕作放棄地の割合は県全体に比べても高いという数値となっております。これは、先ほども申し上げましたとおり、農業者の高齢化による担い手不足、そしてまた鳥獣被害の拡大による生産意欲の減退等が原因であると考えております。

また、中山間地域等の条件の悪い田では、担い手が農地の借受けを拒むといった事例も増えておりますし、さらには不在地主の増加も大きな要因であると思っております。

続いて、2点目の第2次総合計画の前期期間中の事業計画の成果でありますけれども、本町では中山間地などにある条件の悪い農地を適正に管理をし、耕作放棄地の発生を抑制するために6年以上の利用権を設定して、農地を耕作する耕作者に対しまして農地のランクに応じて交付金を交付する町独自の中山間地域農地保全事業を実施いたしております。

また、農地中間管理事業によります農地集積を推進いたした結果、平成27年度末における農地の利用権設定面積は621ヘクタールに対し、令和元年度末における農地の利用権設定面積は約670ヘクタール、農用地面積に占める割合が57.7%と集積率が4.4%増加をいたしました。さらに人・農地プランの見直し等に伴う集落での話し合いを推進するとともに、農業委員や農地利用最適化推進員と連携をいたしまして、担い手や農家組合長への意向調査、そしてまたヒアリングを行いまして、農地の集積に向けた取組を推進してまいりました。その結果、遊休農地でありました水田2筆を解消するに至った事例もあります。

また、多面的機能支払交付金制度の活動組織の広域化を図ったことにより、取組集落が平成27年度、41の集落から、令和元年度には45の集落に増えまして、対象農地も63ヘクタール増加し843ヘクタールとなっておりまして、耕作放棄地の抑制に一定の効果があつたと考えております。

3点目以降につきましては、担当課長の方から報告させていただきます。

○議長（秋田重敏君）市村農林水産課長。

○農林水産課長（市村 誠君）3点目の後期期間中における前期の反省を踏まえ

た取組及び4点目の後期期間中の新たな取組について説明させていただきます。

農業委員会が平成29年度から実施している遊休農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールでは、並行して所有者への利用意向調査を実施して、農地の担い手への集積につなげる取組を実施しているところでございます。

しかしながら、このような遊休農地を中間管理機構に預けても担い手農家や集落営農組織は受け取ってくれないのがほとんどで、ますます農地が荒廃していく悪循環が生まれやすくなっています。

そこで、新たな取組として、山本徹郎議員からご紹介があった高浜町の事例をはじめとした県内外の取組を参考にしながら、農業委員さん、新規就農者、有志等による意見交換会を実施したいと考えています。農地利用の在り方等について、既成観念に捕らわれない自由な発想で知恵を出し合い、耕作放棄地の発生防止と有効活用への第一歩としたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（秋田重敏君） 山本徹郎君。

○2番（山本徹郎君） 今、答弁をいただきました。

実は先日、6月8日、福井新聞に「多様な事業で農村に雇用を」という見出しで記事が掲載されておりました。これは農村政策に関する有識者会議の報告書を公表したものでございます。

内容としては、コロナ禍でテレワークの広がりや地方移住への関心も高まっている中、ジビエや農山漁村の民宿などに滞在する農泊といった地域資源の活用を提言しており、農作物の生産などをはじめとした多様な事業の展開により、雇用機会を生み出すことで安定した所得を確保できる環境を整備するよう求めています。

また、6次産業化や観光や福祉等を組み合わせて、農山漁村発のイノベーション、地方移住者が農業と別の仕事を両立する半農半Xなど多様な形で農に関わる人や法人の支援、また土地の利用では、あらゆる政策努力を駆使しても維持が困難であり、農地として保全できない場合は計画的に林地として利用する仕組みの検討を求めている、という有識者の方が国や農水省に求めています。当然我々も有識者ではございませんが、このことは考えていなければならないと思います。

このまま本当に獣害被害が続くようであれば、やはり先ほども答弁の中にあつた耕作する意欲、そういったものが失われることになりまして、5年、10年先を見ていくと、やはりこれから担い手の方、これも減少していく可能性も出てきま

す。やっぱり町として私はお願いしたいのは、十分に状況を把握して、もうほかの農業団体やら組織なんか当てにせずに、やっぱり今までその状態がずっと続いてきたのですから、新たに町主導で耕作放棄地に対して利活用できないか、しっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

若手職員の方もたくさん入所されました。やっぱり町全体、職員全体で知恵を出せば様々なアイデアが生まれると思います。町民指標にも「愛します 豊かな自然 海・山・里」これが出ていますので、これは土地を放棄してしまったら愛することもできない。ですから、新たな企業誘致も難しい、いろんな声を聞いて難しい、という状況であるならば、町で事業を起こすのも一つと考えてみてはどうかと思います。

ゼロからでは何も生まれません。取りあえず、まず今、課長の答弁にあったように一歩目から、耕作放棄地に対していろんなアイデアを求めて動いていただきたいなど。そうしないと何も生まれません。この辺をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

また、この質問については後追いでお聞きすることもございますので、また9月、12月とずっと聞けたら聞きたいと思います。

以上です。

○議長（秋田重敏君）これにて山本徹郎君の質問を終わります。

次に、

1. 町周辺の風力発電計画の対応について
 2. コロナ禍の中での文化・スポーツ活動の現状と指導者の発掘・育成について
- 13番 山本 優君。

〔13番（山本 優君）登壇〕

○13番（山本 優君）それでは、議長の了解をいただきましたので、私は2点にわたりまして町の方針についてお聞かせをいただきたいと思います。

まず1点目は、町周辺の風力発電計画への対応についてでございますが、この点については地球規模で現在、再生可能エネルギーの推進というのは地球温暖化を少なくしていくためには、あるいは抑えていくためには必要なことだと思えます。そういう意味で、今回この南越前町の周辺には多くの風力発電の計画が進んでいると聞いております。進んでいるというか計画があると言ったほうがいいのかもかもしれませんが、状況があります。

実はこの件については、3月の定例会におきましてもお聞かせをいただいたところでございますが、それ以降、ご存じのように町の方で、4月に町民のこの計画

に対する意向調査ということで、住民のアンケートを配布いたしました。そして、先月10日には締切りがあったところでございます。

以来、1か月ほど経過をいたしておりますので、まず最初にお聞かせをいただきたいと思うのは、この手のアンケートというのはなかなか集まりにくいものだろうなと思います。それは、関心の度合いによって回収率というのは当然変わってくるんでないかなと思います。以来、その回収率がどのくらいあったのか。あるいは地区ごとの回収率の集計というものが出来上がっているのかどうか。さらに、その分析の状況などについて、現状をまずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの山本優議員のご質問の町周辺の風力発電計画の対応についてお答えをいたします。

現在、町内の3か所に計画されております風力発電施設の整備計画について、町民の皆様の風力発電事業に対するご意見を伺うために、4月30日からアンケート調査を実施いたしました。5月10日を締切りとさせていただきましたが、その後も返信が続いたために、5月28日消印までを調査対象とさせていただき、回収率は45.9%でした。多くの町民の皆様方のご協力に感謝を申し上げます。

現在、このご意見の集計、分析作業に取り組んでおりまして、おおむね7月中旬頃にはそれらの結果をお示しできると思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（秋田重敏君）山本 優君。

○13番（山本 優君）ありがとうございます。

今、集計をしている最中ということでございますので、それ以降の詳細については次の機会に譲りたいと思っております。

あわせて、その風力発電に関します対応についてはいろいろな動きが現在進んでおります。今月1日には町の環境審議会が行われまして、環境アセスメント方法書に対する意見が提出されました。この内容といいますか、概要については追いかけて福井新聞の方にも概要が紹介されておりました。その概要については我々も関心を持っておりますので、つぶさに見させていただいておりますけれども、もう少し細かい中身についてお聞かせをいただければなと思います。

先ほども申しあげました脱炭素社会実現のためには、再生可能エネルギーの推

進というのは不可欠なことであります。また、我々事業者も当然省エネには積極的に取り組んでいかなければならないと思うわけではありますが、今、町の環境審議会の方で出されました考え方につきましては、どのようなものが出てきているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（秋田重敏君） 岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君） ただいまの町の環境審議会からの答申内容と今後の対応についてお答えをしたいと思います。

諮問機関である南越前町の環境審議会からの答申の要点については、「方法書に記載されている事項に加えまして、環境影響評価を適切に行い、その評価結果から重大な環境影響が回避または十分に低減できないと考えられる場合には、この風力発電施設設備配置の再検討、そしてまた事業実施区域の見直し及び風力発電機の基数の削減を含む見直しが必要」とされております。

あらゆる機会を通じ申し上げておりますけれども、我が南越前町は先人から受け継いだ豊かな自然、貴重な歴史、文化遺産など大切に守り育て、未来に引き継いでいかなければなりません。現在、町内で計画されている風力発電施設が、これらの地域資源を破壊するおそれが懸念されるのであれば、何らかの対策を講じなければなりません。また、風力発電施設の設置により自然災害を誘発する可能性が否定できない場合も同様であります。まずもって住民の、町民の生命、財産を守っていくことが地方自治体として、町としての最大の使命であると思っております。

ご指摘のように、脱炭素社会の実現は地球環境を守る取組でありまして、南越前町は日本の小さい地方自治体ではありますが、その実現に向けて取り組むべきことは必要と考えております。再生可能エネルギーの必要性についても、将来の人間社会のためにも不可欠なものでもあります。しかしながら、クリーンなエネルギーを生み出すために地域の資源や日常生活の安全が脅かされることは避けなければなりません。

今後、住民アンケートの分析の結果や町の環境審議会からのご意見を鑑み、地域住民にとって、また南越前町にとりまして、安全で安心した暮らしと共存できるという確信を得ることができる計画か否か、慎重に見極めて方向性を見出してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（秋田重敏君） 山本 優君。

○13番（山本 優君）ありがとうございます。

認識の面では、今町長言われますように脱炭素化社会のための実現には何らかの方策が必要だということについては同じ認識だろうと思っております。

一方では、そのためには住民の意向というものは最大限に尊重もしていかなきゃならんだろうと思います。

今ほど7月末を目途に集計をするということですので、ここで細かいところまでお聞きしてもいかがなものかと思えます。特にアンケートの集計に当たって、それぞれの今、南越前町の3地区の住民によっては意識に差があるのではないかな、あるいは、意見についてもいろんな意見がその地区ごとにあるのではないかなと想像をいたします。

発表に当たって、地区ごとの、あるいは個々の意見を、誰がどう言ったとかという話、これはアンケートの性格上名前はもちろん出ませんけれども、求めるものではありません。ただ、地区ごとなり、あるいは全体として町民はどういう意向を持っているかはぜひ把握をして、それに基づいて町長としては的確な判断をいただくようお願いをしたいと思います。

次に、2番目の点としまして、コロナの関係につきましては、一番最初の大浦議員の方からもいろんなご質問があったところでございます。その中とあまりダブらない範囲内の中でお聞きをいたしたいと思うわけでありまして。

ご存じのように、現在、教育委員会では文化・スポーツ関係のいろんな指導を行っているわけですが、この1年半余りになってまいりましたこの状況の中で、コロナによる今申し上げた文化・スポーツ関係の現状について、さらにコロナのワクチンの接種も順次進んでいるところでございます。余談でございますが、実は私はこれから後、午後に注射に行く予定をしておりますけれども、それがどんどん進んでいきますと、各サークルの今後の活動も活発になるのではないかなと思えますが、あわせて現状がどうなっているのか、まずお聞きをいたしたいと思えます。

○議長（秋田重敏君）上田教育長。

○教育長（上田康彦君）山本優議員からご質問のありました文化・スポーツ活動の現状についてお答えいたします。

町内の文化・スポーツの振興や地域の活性化を図り、社会教育の一環として行っています町の文化祭や運動会ですが、現在も感染拡大が続いている新型コロナウイルスの影響により、町の文化祭をはじめ運動会や各種事業が今年度も関係各所と協議を行った結果、中止をやむを得ない状況となっております。

また、県外からランナーが多く訪れます花はす早朝マラソン大会も、コロナ禍の影響によりましてやむなく中止となっております。

これは、町民はもとより事業を行う実行委員、各種団体、関係者の皆様、またイベントに会場される皆様の安全安心を第一に考えることが重要であると判断し、開催を見送る措置を取っております。

町民の皆様には、各種団体によるイベントや集落活動も制限を受ける中、外出を控えることで世代間交流の機会が喪失していることに対しましては、大変憂慮しているところです。

一方、公民館の教室、南条文化会館での自主公演につきましては、徐々にではありますが、人数制限を行い、感染拡大防止対策を十分に講じた上で開催をしております。

現在、進んでいるワクチン接種の状況を鑑みながら、今後は町として新しい生活様式と県民行動指針に沿って、感染拡大防止対策を十分に講じた上で、地域の方々に希望と勇気を与える文化・スポーツ活動の開催を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋田重敏君） 山本 優君。

○13番（山本 優君） ありがとうございます。

今ほどいろいろとお話しいただきましたように、文化祭その他スポーツ関係も含めて、イベントを行う中でやはりそれぞれのグループのリーダーというものは育ってきていると思います。

先日、土曜日に行われました久しぶりの文化会館の「Touch」という演劇がございましたけれども、私も参加といいますか、見学に寄せていただきました。そのスタッフの皆さんはずっと頑張っていて、今までも頑張っていて、今も頑張っておられたようでございます。これはやはりそれらの活動をすることによって指導者あるいは活動家というのは育っていくと私は思います。

その意味で、今ほど教育長からお話しありましたように、いろいろなものがやれなくなってくるということになりますと、その年代といいますか、その年から活動が停滞をしていくという可能性があるように思います。

その意味で、今後あるいは現在も含めて活動を通すのでなくて、指導者の育成という部分で、教育委員会の方として何らかの取組があれば、あるいはこれから考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（秋田重敏君） 上田教育長。

○教育長（上田康彦君） ただいまの指導者の育成についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、グループ活動は自主的なものでありますが、活動の向上を図る上では必要に応じた指導者が不可欠であり、これはグループ活動のみならず、各集落の取組においても指導者の育成強化の必要性を感じているところでございます。

町では、令和元年度より集落活性化支援事業に取り組んでおり、持続可能な集落づくり、集落間連携を目指すことを目的に、指導者の育成を図っております。この事業では、5年先、10年先の将来に向けた集落活動等について具体的に何をどのようにすべきかを各集落を交えて話し合い、講演会や実践研修で身につけたことを実行できる指導者を養成するものであります。

しかしながら、コロナ禍によりまして先進地視察、講演会等が中止になっており、十分な指導者育成が進んでおりませんが、今後も引き続き集落活性化支援事業をはじめ教育委員会が主催します生涯学習講座等におきまして、人材育成、自己啓発講座等を実施、指導者になるための知識づけを支援していきながら、町の文化向上と活性化に努めてまいります。

以上です。

○議長（秋田重敏君） 山本 優君。

○13番（山本 優君） ありがとうございます。

このコロナ禍の中でありますので、なかなか予定をしてもできないことも多いと思います。この実質的な活動の停滞は、あるいは後継者の問題等については当町だけの問題ではありませんが、このコロナ後でないとできないこともあります。逆に自然環境が豊かな当町においては、この環境を生かした活動の中でコロナ対策を取りながらできることから取組を進めていただきたいと思います。

そういう意味で、これからほかの業務も含めてではありますが、なかなかご苦労があらうと思いますが、一つ一つ成果のある内容に取り組んでいただくようお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（秋田重敏君） これにて山本 優君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩
〔休憩 午前 11 時 36 分〕
〔再開 午後 1 時 00 分〕

再 開

○議長（秋田重敏君）会議を再開いたします。

次に、

1. 南越前中学校開校に向けた取組状況について
4 番 城野庄一君。

〔4 番（城野庄一君）登壇〕

○4 番（城野庄一君）議長の了解をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

令和 4 年 4 月の開校に向けて、日程遵守のため日夜ご苦勞をされていることに敬意と感謝を申し上げたいと思います。

南越前中学校の開校に向けて中心的な役割を担っておられる教育委員会の果たすべき役割について、まずはお伺いをしたいと思います。

次に、日程計画の中で計画どおりに進んでいる内容と、計画より遅れている内容について説明をいただきたいと思います。

また、将来の南越前町を担っていただく若い皆さんの学び舎でもある南越前中学校の目指す姿やバリアフリーに対する長期的展望に立った考え方と取組内容をどのように描いておられるのかお伺いをいたします。

○議長（秋田重敏君）上田教育長。

〔教育長（上田康彦君）登壇〕

○教育長（上田康彦君）まず、開校に向けての教育委員会の役割についてお答えいたします。

教育委員会は、中学校統合準備委員会の事務局として、準備委員会内の各部会や委員との連絡調整、必要な調査報告、協議内容の立案等に携わっております。また、統合準備委員会の協議内容や結果については、町の教育委員会、教育総合会議への報告、提案も行っております。さらに、準備委員会等で承認を受けた内容について、具体的に計画、実行するという役割も担っており、新中学校の改修工事、ス

クールバスの進入路工事、学校周辺工事などの整備計画を現在進めているところでございます。

次に、計画の進捗状況及び新中学校の目指す姿についてお答えいたします。

まず、進捗状況についてですが、現在、校舎内外の改修工事の計画も進み、長期休業期間、夏休みを利用して着工する予定です。また、校歌の制作、校章デザイン、制服、体操服、通学方法等について選定も着実に進んでいます。また、教育課程編成、部活動の在り方、PTA設立等についての検討協議も各部会で進められております。

今後は、より細かで具体的な内容について統合準備委員会内の6つの部会で検討協議を行い、詰めていく予定であります。時間的に十分なゆとりを持って準備を進めることができているとは言えないものの、当初のタイムスケジュールの範囲内で準備を進めているところであります。

統合まで1年を切っているわけではありますが、子供たちの新しい環境へのストレスを少しでも緩和できるよう、また保護者の方の経済的負担が極力軽減できるよう、教職員をはじめ教育委員会事務局職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

次に、南越前中学校の目指す姿ですが、現在の3中学校の校長が相談し立案いたしました南越前町立南越前中学校グランドデザイン（案）が統合準備委員会の承認を得ております。南越前町の教育方針を基に、自ら考え判断し表現する生徒の育成を学校目標とし、校訓として立志、清心、躍動を掲げております。その目標達成に向け、ふるさと教育、キャリア教育、読書活動の3つを柱に据え、教育活動を進めていこうとするものになっております。

次に、バリアフリーに対する考え方と取組の内容についてでございますが、本町では、各小学校において町のボランティアセンターと協力し、毎年車椅子体験やアイマスク体験などを行っております。それらを踏まえて、中学校では道徳や人権教育などを通して生徒への内面化を図ることを重視して指導していきたいと思っております。

校内のバリアフリー化につきましては、生徒玄関内のスロープの設置及びスロープや階段への手すりの設置などがなされております。今後も小中学校が連携を取り、入学予定の児童の状況や必要な設備等を事前に把握し、計画的に整備できるよう努めてまいります。

また、校舎内の物理的支援だけでなく、活動サポートのための人的支援、これも必要に応じて今後も積極的に施策を講じてまいります。

校区が広がることによって、保護者や地域の方々の不安が大きくなることも考えられますので、学校と教育委員会が協力し、これまで以上に情報発信ができる

よう努めてまいります。

以上、城野議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（秋田重敏君） 城野庄一君。

○4番（城野庄一君） 南越前町の取組の中でも非常に重要なプロジェクトだと思いますので、組織の横断的な取組を進められて、一部の職員にご負担にならないようにご配慮をいただき、計画の少しでも前倒しができるような活動にしていきたいと思いますということをお願い申し上げます。

2点目ですが、ハラスメントについてです。

最近の情報から見聞きする内容ですが、子供たちに対するハラスメントやLGBTQの問題が頻繁に報告をされておりますが、南越前中学校においてはどのような対策や確認内容の共有化に向けて、両親、地域、関係機関に対してどのような情報の発信をされるのか、「人のふり見て我がふり直せ」のことわざのように南越前町の仕組みの検証も必要と考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（秋田重敏君） 上田教育長。

○教育長（上田康彦君） ハラスメントについてお答えいたします。

これまでも町では、校長会、教頭会、教務主任会、生徒指導主事研修会等や、あと学校訪問だけでなく、学校で毎月行われます職員会議の場でも管理職から全職員にハラスメントやLGBTQなど性的少数者への理解等について研修を行っております。特に、多様な考えを持った他者への気持ちを考え、思いやりを持って行動する生徒の育成には力を入れております。これにより、教職員についても個々の考え方の違いを意識する姿勢が強まってきております。

これらの取組等に関する保護者、地域、関係機関への発信については、不安感を高まらせたり、個人情報保護の観点から危惧される点もあつたりするため、具体的な内容は控え、一般的な内容については、今後も学校通信や学年通信、学校公開等で発信させていただく所存でございます。

以上、ハラスメントについてのご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（秋田重敏君） 城野庄一君。

○4番（城野庄一君） 3点目は校則についてです。

校則につきましても、学校の規模が拡大することで、先生方の目が行き届かなくなったりする悪影響も考えられますし、不文律な内容を守らせるようなことも

散見されるとの情報もいただいております。

南越前中学校開校に当たり、どのような仕組みを構築され明文化を図って子供たちや保護者の理解と協力をいただくのかをお伺いたします。

また、その際には子供たちと共に考え、話し合う中でお互いが理解、納得ができる結論を導き出せるような取組を希望いたします。

○議長（秋田重敏君） 上田教育長。

○教育長（上田康彦君） 校則についてお答えいたします。

現在、各中学校においては、校則は生活ノートの中の生徒心得に明文化されております。また、南越前中学校の開校に向けて、中学校統合準備委員会生徒指導部会で校則を協議しております。

学校生活や礼儀、登下校等については学校生活の基本であるため、学校が始まるまでに学校側が決めていきます。頭髪、持ち物などについては、あえて「中学生らしい」などの表記にとどめ、細かい部分については新しい学校で生徒と話し合いの場を設けて決定していく予定です。

なお、学校が大きくなることによって考え方のずれが起こらないように、昨年度より生徒指導部会や教育課程部会で話し合いを続けており、3校とも本年度より指導方法が一元化できるよう努めております。

以上、校則についてのご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（秋田重敏君） 城野庄一君。

○4番（城野庄一君） 今ほどの回答で、指導方法の一元化と生徒たちとの話し合いの場を設けていただけるということですので、ぜひ活発な議論を期待いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（秋田重敏君） これにて城野庄一君の質問を終わります。

次に、

1. 男女共同参画の推進について

8番 加藤伊平君。

[8番（加藤伊平君）登壇]

○8番（加藤伊平君） それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

今年2月に、女性の差別があるという発言で、東京オリンピック委員会の会長

さんがお辞めになりました。その後4月初めに、新聞各紙に世界の男女格差についての記事が多く載っておりまして、日本は格差が大きくワースト120位だということでした。

国には男女共同参画社会基本法があり、この南越前町など地方公共団体も「区域の特性に応じた施策を策定し実施する責任を有する」となっております。

我が町では、平成22年に南越前町男女共同参画推進条例が制定され、平成29年に第2次南越前町男女共同参画推進計画が策定されております。この男女共同参画推進計画では、「女性の意見、考え方を政治、社会に反映させることは個性的多様な生き方が広がる町づくりにつながる」となっております。

冒頭の新聞でも、地球温暖化対策や経済の発展に女性の視点は欠かせず、組織の意思決定の場へ一層の女性の登用を求めています。

それで、審議会、委員会等への女性の登用について質問をいたします。

町の共同参画推進条例では、「政策・方針決定過程への参画の拡大」ということで、町の審議会、委員会などへ女性を40%登用することが目標となっております。しかし状況では、平成26年度は18の審議会などで総数251人の委員のうち女性は61人で24.3%、町ホームページで見る30年度は25.7%となっており、ほとんど増えておりません。同年度で、越前町は30.3%、越前市は33.4%でその後も両町市とも増加傾向にあります。

条例の目標への状況、他市町の状況を見て町長の考えはいかがでしょうか。お尋ねをいたします。

令和元年度の行政報告書等によるこれら委員の多くは、町内の各団体の代表ですが、団体で選ぶ限りはその人選には限界があります。他の市町のように、公募制を取ったらどうでしょうか。また、会議の夜間開催も考えるべきであると思いますが、どうですか。お尋ねをいたします。

次に、役場職員の旧姓使用であります。

町の男女共同参画計画の基本目標のⅢに「女性が働きやすい環境の整備」という項目がありまして、「職場環境の改善を働きかける」となっております。町役場も200人の職員がいる事業所ですから、条例や推進計画がなくても自らできることは実施してもらいたいと思います。

我が国では法律で、結婚すると夫婦は同じ姓にしなければならず、男女どちらかが姓を変えなければなりません。しかし、メールアドレスや名刺が変わる、その他のいろいろなことありまして、周りの人に説明しなければならず、ストレスを感じる、これまでの実績が断絶してしまうというような理由で、近年、結婚後も結婚前の旧姓を使用することが多くの民間企業、国、公的機関で認められております。

総務省も平成29年3月に「職員が旧姓を使用しやすい職場環境づくりの推進について」という文書を各自治体へ出しております。近くの越前市でも、届出によりメールアドレス、名札、座席配置図、起案文書、出勤簿、休暇簿、職員録などで旧姓を使えることになっております。

婚姻により姓が変わるのはほとんど女性であることから、町役場内で女性が働きやすい環境をつくるために、男性でも女性でも申出があった職員に旧姓を認める規定などを定めたらどうでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（秋田重敏君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） 加藤議員ご質問の男女共同参画の推進についてお答えをいたします。

初めに、審議会そして委員会への女性の登用の状況であります。本町では平成22年に男女共同参画社会の理念が徹底することの重要性を強く認識をいたしまして、男女共同参画推進条例を制定し施行いたしました。

条例では、基本理念を推進するために町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、附属機関等における男女共同参画の推進に当たり、委員構成において男女いずれか一方の委員数が委員総数のおおむね10分の4未満とならないよう努めなければならないとなっております。

南越前町の附属機関等における女性登用の直近の割合が25.7%ということで、前年度同様であることから、本年度に改選を迎える委員会等については、委員選任の際には男女の構成比に十分配慮し、今後とも意識をして取り組んでまいりたいと思います。

次に、委員の公募による選任についてであります。委員会の職務の性質等を踏まえた上で、組織を構成する委員の一部を公募することが望ましい委員会等については、十分に調査研究してまいりたいと思います。

また、夜間における会議の開催については、既に各委員が円滑にご出席いただくために今現在も取り組んでおります。

今後も各構成委員の動向を伺いまして、委員全員がご出席いただける環境を整えていきたいというふうに考えております。

2点目の役場職員の旧姓使用については、総務課長の方から答弁をさせていただきます。

○議長（秋田重敏君） 関根総務課長。

○**総務課長（関根将人君）** それでは、役場職員の旧姓使用につきましてお答えさせていただきます。

役場職員の旧姓使用でございますが、議員ご指摘のとおり、総務省は「職員が旧姓を使用しやすい職場環境づくりの推進について」という通知を平成29年3月に各地方自治体に出しております。

本町といたしましても、女性職員の活躍を一層促進していくためにも職員の旧姓使用の要望に対応できるよう積極的に取り組んでまいります。

しかしながら、これまで職員から旧姓使用に関する相談、要望の実例がないことから、職場における旧姓使用に向けた議論は尽くされていない状況でございます。ご指摘にあったとおり、男女の区別なく働きやすい環境づくりのために、速やかに基準づくりに着手し、規定等の整備を進めさせていただきます。

以上でございます。

○**議長（秋田重敏君）** 加藤伊平君。

○**8番（加藤伊平君）** 男女共同参画推進条例も男女共同参画推進計画も町が定めたものでありますので、今後、南越前町で女性が活躍できるように町自身も頑張りたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

私の質問は終わります。

○**議長（秋田重敏君）** これにて加藤伊平君の質問を終わります。

閉 議

○**議長（秋田重敏君）** 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 1時25分〕

第 3 号 6月18日(金)

出席議員(敬称略) 13名

1番 高橋 宏介	2番 山本 徹郎	3番 大浦 和博
4番 城野 庄一	5番 熊谷 良彦	6番 喜村 喜代治
7番 平泉 初男	8番 加藤 伊平	9番 井上 利治
10番 生駒 一義	11番 秋田 重敏	13番 山本 優
14番 丸岡 武司		

欠席議員(敬称略) 12番 平谷 弘子

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長	岩倉 光弘		
副町長	北野 徹		
総務課長	関根 将人	観光まちづくり課長	初一 剛
町民税務課長	野村 和子	保健福祉課長	山岸 健
農林水産課長	市村 誠	建設整備課長	中村 勝典

(教育委員会)

教育長	上田 康彦	事務局長	坂井 浩伸
-----	-------	------	-------

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	中村 幸彦	書記	關 敏宏
--------	-------	----	------

議事日程(別紙のとおり)

会議に付した事件

議案第 51 号 令和 3 年度南越前町一般会計補正予算(第 1 号)

議案第 52 号 令和 3 年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第 1 号)

議案第 53 号 令和 3 年度南越前町農業者労働災害共済特別会計補正予算(第 1 号)

議案第 54 号 令和 3 年度南越前町水道事業会計補正予算(第 1 号)

議案第 55 号 南越前町介護保険条例の一部改正について

議案第 56 号 南越前町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第 57 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 58 号 公の施設の指定管理者の指定について

各常任委員長報告

自然保護並びに環境保全対策特別委員長報告

開 議
〔開議 午後 3時30分〕

○議長（秋田重敏君）本日、平谷弘子君から欠席届が提出されております。本日の出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより、本日の日程に入ります。日程第1 議案第51号 令和3年度南越前町一般会計補正予算（第1号）から日程第8 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定についての8議案を一括して議題といたします。

常任委員長の報告

○議長（秋田重敏君）これらの案件につきましては各常任委員会に付託し、すでに審議を終えておりますので、各常任委員長の報告を求めることにいたします。はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）総務文教常任委員長 7番 平泉初男君。

〔総務文教常任委員長 登壇〕

○7番（平泉初男君）総務文教常任委員会よりご報告いたします。

今期定例会において総務文教常任委員会に付託されました案件審査のため、6月15日に委員会を開催いたしました。

付託を受けました議案第51号 令和3年度南越前町一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会に関わる事項1議案につきまして、関係理事者の出席を求めて所管ごとに慎重に審査をいたしました。採決の結果、議案につきましては原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上が本委員会に付託されました議案の審査結果であります。

議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

〔総務文教常任委員長 降壇〕

○議長（秋田重敏君）これにて、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、総務文教常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、産建厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）産建厚生常任委員長 5番 熊谷良彦君。

〔産建厚生常任委員長 登壇〕

○5番(熊谷良彦君)産建厚生常任委員会よりご報告いたします。

今期定例会において産建厚生常任委員会に付託されました案件審査のため、6月17日に委員会を開催いたしました。

付託を受けました議案第51号 令和3年度南越前町一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会に関わる事項並びに議案52号 令和3年度南越前町河野診療所特別会計補正予算（第1号）から議案第54号 令和3年度南越前町水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算に関する4議案、次に、議案第55号 南越前町介護保険条例の一部改正についてから議案第58号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの4議案について、関係理事者の出席を求めて所管ごとに慎重に審査をいたしました。採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました各議案などの審査結果であります。

議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

〔産建厚生常任委員長 降壇〕

○議長（秋田重敏君）これにて、産建厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、産建厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

自然保護並びに環境保全対策特別委員長の報告

○議長（秋田重敏君）次に、本定例会中に自然保護並びに環境保全対策特別委員会を開催いたしましたので、自然保護並びに環境保全対策特別委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）自然保護並びに環境保全対策特別委員長 4番 城野庄一君。

〔自然保護並びに環境保全対策特別委員長 登壇〕

○4番（城野庄一君）自然保護並びに環境保全対策特別委員会より報告いたします。去る6月11日、第1委員会室において、自然保護並びに環境保全対策特別委員会を開催いたしました。町内において、産業廃棄物など扱っている南越前町湯尾のゾオナン株式会社様と南越前町関ヶ鼻の株式会社ディーウエスト様の2社においでいただき、昨年1年間に処理された廃棄物等の処理量、処理内容や施設内における排水処理の状況について報告をしていただきました。

今回の2社からの報告を受け、当委員会としましては、南越前町湯尾のゾオナン株式会社様に対し、施設内排水処理に伴う油水分離処理槽の早期整備を要請するとともに、町に対し両処理業者が管理する施設から出される排水に対する水質検査を定期的の実施するよう要請をいたしました。

南越前町は、山海里の魅力ある自然豊かな環境保全と飲料水など各地に供給する水源地の町でもありますので、当委員会としては今後も処理業者から定期的に説明を求め、廃棄物などの処理状況の推移や排水処理対策などについて見守っていきたいと考えております。

以上、自然保護並びに環境保全対策特別委員会の報告といたします。

○議長（秋田重敏君）これにて、自然保護並びに環境保全対策特別委員長の報告を終わります。

これより、自然保護並びに環境保全対策特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論 ・ 採 決

○議長（秋田重敏君）これより議案第51号 令和3年度南越前町一般会計補正予算（第1号）から議案第54号 令和3年度南越前町水道事業会計補正予算（第1号）までの4議案を一括して討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第51号から議案第54号までの4議案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（秋田重敏君）起立全員です。よって、議案第51号から議案第54号までの4議案は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第55号 南越前町介護保険条例の一部改正についてから日程第8 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの4議案を一括して討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第55号から議案第58号までの4議案を一括して採決いたします。議案第55号から議案第58号までの4議案は、産建厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（秋田重敏君）起立、全員です。よって、議案第55号から議案第58号までの4議案は、産建厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

閉 会

○議長（秋田重敏君）以上で、本日の本会議の日程は終了いたしました。閉会にあたり、岩倉町長より発言を求められておりますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君） 登壇〕

○町長（岩倉光弘君） 令和3年6月定例議会の終わりにあたりまして、一言お礼を申し上げます。

初日の11日に、この本会議場におきまして、私どもが提案させていただきました補正予算等8議案につきまして、全て可決をいただきまして誠にありがとうございました。可決をいただきました令和3年度南越前町一般会計補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業をはじめ更なる感染予防対策に加えまして、地域経済を維持するための小規模事業者応援給付金事業や飲食店・宿泊施設応援クーポン発行事業などを盛り込んでおりまして、速やかに着手してまいります。

また、16歳以上64歳以下の方を対象とした新型コロナワクチン接種の予約受付も既に始まりまして、来月には集団接種が本格化いたします。武生医師会をはじめ多くの医療従事者のご尽力のもとに安全で効率的な接種体制を整えることができましたので、一人でも多くの方に安心して接種していただきますようご理解、ご協力をお願い申し上げます。

町民の皆様におかれましては、接種の有無にかかわらず、今後も「うがい・手洗い・マスクの着用」など基本的な感染予防に加えまして、マスク会食など新しい生活様式を習慣としていただきまして、感染拡大が完全に収束し、感染前の日常の暮らしを一日でも早く取り戻すことができるようご協力いただきたいとお願い申し上げます。

また、各集落からご要望いただき予算化された事業につきましては、速やかに進めてまいりますので、各区長をはじめ地域の皆さま方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

現在、人類を脅かす感染症のパンデミックにより国難に陥り、地方自治を取り巻く情勢は非常に厳しい状況であります。

このような中ではありますが、6つのまちづくり事業に掲げた基本施策の実現に向けまして、町民の皆さまにとって有益となる事業の企画立案に取り組むとともに、事業の集中と選択を徹底したうえで堅実な財源確保に取り組み、健全な行財政運営に努めてまいりたいと思っております。

今後とも、国・県をはじめ、幅広い関係者と連携を図るとともに、議員の皆様方のご指導をいただきながら、職員が一丸となって、しっかり頑張って取り組んでいく所存でありますので、よろしくようお願い申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（秋田重敏君）閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、各案件に対しまして慎重に審議していただきまして、それぞれ妥当なご決議をいただきましたこと、また今期定例会の運営にご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。また町長をはじめ理事者各位におかれましては、会期中、一般質問をはじめ、議員が申し述べましたことを町政に反映していただき、南越前町の更なる発展のためにご尽力いただきますようお願いを申し上げます。

これから梅雨の時期となり、梅雨前線の停滞などによりまして局地的な大雨が発生し、河川の氾濫、土砂災害などが本町でも発生するかもしれません。議会といたしましては、町民の生命財産を守るため、行政が取り組む防災対策及び対応に対して全力で支援する所存でございます。

また、新型コロナウイルスの感染にかかるワクチン接種の迅速な推進を図っていただき、住民皆様の接種が早期に完了するよう理事者をはじめ関係者の方々のご尽力を賜りますようお願いをいたします。

最後になりますが、各位におかれましては、新型コロナウイルス感染防止に努めると共に、体調管理には十分留意されますようお願い申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

これをもちまして、令和3年6月南越前町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後3時50分〕